

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略) <u>平成 28 年 3 月 9 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 11 条 (略)</p> <p>(名簿区分 P の登録等)</p> <p>第 12 条 第 8 条に規定する信用調査報告書を入手できない場合は、名簿区分 P において格付を決定するものとする。<u>ただし、貿易保険申込みが見込まれている取引が次のいずれかに該当する場合は、信用調査報告書の入手可否にかかわらず、名簿区分 P での登録を申請することができるものとする。</u></p> <p>一 <u>適格銀行(格付が G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格の銀行をいう。)が発行若しくは確認する取消不能信用状により代金等が決済される輸出契約等又は政府開発援助契約等に該当する輸出契約等など、海外商社の格付によらず信用危険てん補が可能な取引</u></p> <p>二 <u>貿易一般保険・包括保険(鋼材)の対象契約又は貿易一般保険個別保険において非常危険のみてん補を希望する取引</u></p> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>第 13 条 ～ 第 14 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 11 条 (略)</p> <p>(名簿区分 P の登録等)</p> <p>第 12 条 第 8 条に規定する信用調査報告書を入手できない場合は、名簿区分 P において格付を決定するものとする。</p> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>第 13 条 ～ 第 14 条 (略)</p>	